

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【会社名】	大和ハウス工業株式会社
【英訳名】	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大友 浩嗣
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目3番5号
【電話番号】	大阪 06 (6225) 7804
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 山田 裕次
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
【電話番号】	東京 03 (5214) 2115
【事務連絡者氏名】	東京本社経理部長 八幡 宏志
【縦覧に供する場所】	大和ハウス工業株式会社 東京本社 (東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号) 大和ハウス工業株式会社 南関東支社 (横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号) 大和ハウス工業株式会社 中部支社 (名古屋市中村区平池町四丁目60番地9) 大和ハウス工業株式会社 神戸支店 (神戸市中央区磯辺通四丁目2番22号) 大和ハウス工業株式会社 東関東支社 (千葉県船橋市本町一丁目27番1号) 大和ハウス工業株式会社 北関東支社 (さいたま市中央区新都心11番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2025年6月27日開催の当社第86期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金80円

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会の議長につき、予め取締役会にて定めた取締役が務めることができるよう、第15条（議長）を変更する。

第3号議案 取締役14名選任の件

取締役として、芳井敬一、大友浩嗣、香曾我部武、村田誉之、下西佳典、永瀬俊哉、柴田英一、桑野幸徳、関美和、吉澤和弘、伊藤雄二郎、南部智一、福本ともみ、近藤雄一郎の14氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、小柳出隆一、高重吉博、岸本達司の3氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	賛成率（％）	決議結果
第１号議案	5,133,224	1,990	37	99.27%	可決
第２号議案	5,132,449	2,785	37	99.25%	可決
第３号議案					
芳井敬一	4,748,200	370,243	16,812	91.82%	可決
大友浩嗣	4,886,607	231,837	16,812	94.50%	可決
香曾我部武	5,037,177	98,052	37	97.41%	可決
村田誉之	5,038,623	96,607	37	97.44%	可決
下西佳典	5,039,089	96,141	37	97.45%	可決
永瀬俊哉	5,039,024	96,206	37	97.44%	可決
柴田英一	5,027,675	107,555	37	97.22%	可決
桑野幸徳	3,566,185	1,569,042	37	68.96%	可決
関 美和	5,118,606	16,626	37	98.98%	可決
吉澤和弘	5,103,055	32,177	37	98.68%	可決
伊藤雄二郎	4,953,753	181,476	37	95.80%	可決
南部智一	5,101,900	33,332	37	98.66%	可決
福本ともみ	5,118,581	16,651	37	98.98%	可決
近藤雄一郎	5,073,291	61,942	37	98.11%	可決
第４号議案					
小柳出隆一	4,794,535	340,674	37	92.72%	可決
高重吉博	4,622,454	512,748	37	89.39%	可決
岸本達司	5,116,922	18,290	37	98.95%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- 第１号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 第２号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
- 第３号議案及び第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。